

チコ労務管理事務所通信

マイナ保険証の有効期限をご存知ですか？

◆マイナンバーカードと有効期限

マイナ免許証の交付開始時に、現行システム上の注意点としてマイナンバーカードと運転免許証の更新の順番によっては免許情報の再度の紐付けをしないと免許不携帯になるおそれがあるとの注意喚起がされましたが、マイナ保険証でも有効期限に注意が必要です。

マイナンバーカードの有効期限は、18 歳以上が発行の日から 10 回目の誕生日まで、18 歳未満は 5 回目の誕生日までですが、マイナ保険証利用時等に利用する電子証明書（数字 4 桁）の有効期限は、全年齢で 5 回目の誕生日までとされているからです。

つまり、マイナンバーカードは有効期限内であってもマイナ保険証は期限切れ、ということが起こり得るのです。

◆有効期限が切れてしまったら？

マイナンバーカードおよび電子証明書は、有効期限の 2～3 カ月前を目途に有効期限通知書が送付されてくるので、市区町村窓口で手続きをすれば更新できます。

期限内に手続きができなかった場合、期限切れから 3 カ月間は引き続きマイナ保険証で受診できます（保険資格情報の提供のみ）。3 カ月を過ぎるとマイナ保険証では受診できなくなり、再発行の手続きをしなかった場合、3 カ月以内に資格確認書が交付されます。

◆どんな手続きが必要？

マイナンバーカードおよび電子証明書は、上記のとおり、有効期限が近づくとも有効期限通知書が送付されてきます。

通知書に交付申請用 QR コードがある場合は、スマートフォンで申請の上、市区町村窓口で新しいマイナンバーカードと交換できます。QR コードがない場合は、有効期限通知書に記載された必要書類を持って市



区町村窓口で手続きをします。

【マイナンバーカード総合サイト】

<https://www.kojinbango->

[card.go.jp/faq_expiration5/](https://www.kojinbango-card.go.jp/faq_expiration5/)

https://www.kojinbango-card.go.jp/220401_2/

【厚生労働省「マイナ保険証利用時には電子証明書の有効期限をご確認ください！」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001459040.pdf>

厚生労働大臣が定める現物給与の価額が改正されました

日本年金機構は、令和 7 年度から適用となる全国現物給与価額一覧表（厚生労働大臣が定める現物給与の価額）を公開しました。物価高の影響を踏まえ、食事として支給される現物給与の評価額が引き上げられました。

◆現物給与について

厚生年金保険および健康保険の被保険者が、勤務する事業所より労働の対償として現物で支給されるものがある場合は、その現物を通貨に換算し報酬に合算のうえ、保険料額算定の基礎となる標準報酬月額を求めることになります。現物で支給されるものが、食事や住宅である場合は、「厚生労働大臣が定める現物給

与の価額」（厚生労働省告示）に定められた額に基づいて通貨に換算します。また、自社製品等その他のもので支給される場合は、原則として時価に換算します。

なお、本社管理（本社と支店等が合わせて1つの適用事業所になっていること）の適用事業所における支店等に勤務する被保険者の現物給与は、平成25年4月1日以降、支店等が所在する都道府県の価額を適用しています。

◆食事で支払われる全国現物給与価額一覧表の抜粋（都道府県により異なる）

- ・1人1月当たりの食事の額：22,800円～25,200円（900円程度増）
- ・1人1日当たりの食事の額：760円～840円（40円程度増）
- ・1人1日当たりの朝食のみの額：190円～210円（10円程度増）
- ・1人1日当たりの昼食のみの額：270円～290円（10円程度増）
- ・1人1日当たりの夕食のみの額：310円～340円（20円程度増）

改正された現物給与の価額は、標準報酬月額額の算定における「固定的賃金の変動」に該当します。「被保険者報酬月額変更届」が必要になる場合がありますのでご注意ください。

【日本年金機構「現物給与価額一覧表（厚生労働大臣が定める現物給与の価額）」】

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/hoshu/20150511.html>

厚生労働省が不妊治療と仕事との両立に関する資料を公開しました

◆不妊治療をめぐる現状

日本全体の出生数は下がっているなか、不妊の検査や治療を受けるカップルは増加傾向にあり、令和3年（2021年）に不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦の数は「約4.4組に1組」となっています（厚生労働省「不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック」）。不妊治療にあたっては女性に大きな負担がかかり、キャリア継続に支障をきたすことは珍しくありません。経営者はじめ社会全体で理解を深め、対策を講じていくことが重要です。

そうしたなか、厚生労働省から、不妊治療と仕事との両立に関する新しい資料として、「不妊治療

を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」および「不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック」の2つが公開されています。

◆「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」

本マニュアルは、以下の構成となっています。

第1章 不妊治療について

第2章 企業における不妊治療と仕事との両立支援に取り組む意義

第3章 不妊治療と仕事との両立支援導入ステップ

第4章 不妊治療と仕事との両立に取り組んでいる企業の事例

第5章 不妊治療と仕事との両立を支援する上でのポイント

第6章 参考情報

不妊についての基礎知識・保険の仕組みや各種データ、企業が対策に取り組む意義および具体的な方法、企業の好事例集などがまとめられています。

◆「不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック」

本ハンドブックでは、不妊治療に関するデータや職場での配慮のポイント、お役立ち情報などがコンパクトにまとめられています。

上記ハンドブックでは、不妊治療の全体像や企業ができるサポートの概要を知ることができます。その上で、より詳しい情報や具体的な取り組みの進め方を知りたい場合、マニュアルを通じて理解を深めることができます。

女性のキャリア中断を防止することは労働者・企業双方にとって重要です。上記資料等は経営者・担当者にとってのヒントになると思われます。

【厚生労働省「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」】

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/30k.pdf>

【厚生労働省「不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック」】

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/dl/30l.pdf>